様式第十七号を次のように改める。

様式第17号（第25条関係）

適合自動制御ボイラー認定申請書

事業場の名称	電話（　　）
事業場の所在地	
製造許可番号及び許可年月日	
検査証番号	
認定を受けようとする自動制御装置を備えたボイラー	種類
	伝熱面積又は内容積
	検査証有効期間の末日
当該自動制御装置に係る適合証明書の証明書番号及び証明年月日	

平成　年　月　日　　申請者氏名　　印

労働基準監督署長　殿

備考

1　認定を受けようとする自動制御装置を備えたボイラーの設置場所を示す図面及び当該自動制御装置に係る適合証明書（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令様式第4号の4）を添付すること。

2　氏名の記載及び押印に代えて、署名することができる。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の六　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）」を「第一章の六　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十四の二―第一条の二の四十四の十六）」に改める。

第一条の二の四十四の二―第一条の二の四十四の十六　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）

第一条の三第四号イ中「社員、株主等の構成員（以下「構成員」という。）」を「構成員」に改める。

第一条の六第二項第五号中「特定機械等（」の下に「第一条の八の五及び」を加える。

第一条の八の五中「当該製造時等検査を行つた月の翌月末日までに」を「速やかに、」に、「厚生労働大臣」を「製造時等検査を行つた製造時等検査対象機械等を製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長」に改める。

第一章の六を第一章の七とし、同章の次に次の一章を加える。

第一章の八　指定外国検査機関

（指定）

第一条の十二　ボイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。）第六条第五項並びに機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。）第一条第二項及び第六条第二項の指定（この項を除き、以下この章において「指定」という。）は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等（以下この章において「機械等」という。）の区分ごとに同表の下欄に掲げる書面（以下「基準等適合証明書」という。）の作成（以下この章において「証明書作成」という。）を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う。

ボイラー則第十二条第四項の指定	令第十二条第一項第一号に規定するボイラー	ボイラー則第十二条第四項に規定する書面
ボイラー則第五十七条第四項の指定	令第十二条第一項第二号に規定する第一種圧力容器	ボイラー則第五十七条第四項に規定する書面
クレーン則第五十七条第五項の指定	令第十二条第一項第四号に規定する移動式クレーン	クレーン則第五十七条第五項に規定する書面
ゴンドラ則第六条第五項の指定	令第十二条第一項第八号に規定するゴンドラ	ゴンドラ則第六条第五項に規定する書面
検定則第一条第二項の指定	令第十四条第一号に規定するゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの	検定則第一条第二項に規定する書面
	令第十四条第二号に規定する第二種圧力容器	
	令第十四条第三号に規定する小型ボイラー	
	令第十四条第四号に規定する小型圧力容器	